

【参 考 資 料 (生活交通改善事業計画)】

- (1) 国補「鉄道軌道安全輸送設備等整備事業費補助金」の概要 1 頁
- (2) 鉄道施設総合安全対策事業費補助交付要綱 (抜粋) 2 頁
- (3) 各更新設備の概要について 10 頁

国補「鉄道軌道安全輸送設備等整備事業費補助金」の概要 (鉄道施設総合安全対策事業費補助金のメニューのひとつ)

○目的

安全な鉄道輸送を確保するために地域鉄道事業者が行う安全性の向上に資する設備の更新を支援

○県内補助対象事業者

鉄軌道事業者（伊予鉄道株）

※地方公共団体や大手民間鉄道事業者等は対象外

○補助対象事業

補助対象事業者が行う安全性の向上に資する設備の整備
信号保安設備、保安通信設備、防護設備、停車場設備、線路設備、電路設備、変電所設備、その他設備

〔下線部は、今回令和8年度計画として審議
いただく事業〕

○補助率（上限）

国：1／3

○補助対象要件

・生活交通改善事業計画

事業実施の前提として、地域の協議会での議論・承認を経て、事業の目的・内容・効果、費用負担、事業内容と事業主体等を記載した生活交通改善事業計画を策定すること

鉄道施設総合安全対策事業費補助交付要綱（抜粋）

	平成20年	4月	1日	国鉄施第106号
改正	平成22年	11月	18日	国鉄施第44号
改正	平成24年	3月	30日	国鉄施第107号
改正	平成25年	2月	27日	国鉄施第160号
改正	平成27年	4月	9日	国鉄施第7号
改正	平成28年	4月	1日	国鉄事第472号 国鉄施第187号
改正	平成30年	3月	30日	国鉄事第261号 国鉄施第218号
改正	平成31年	3月	8日	国鉄事第323号 国鉄施第170号
改正	令和2年	2月	3日	国鉄事第358号 国鉄施第238号
改正	令和2年	3月	19日	国鉄都第197号 国鉄施第304号
改正	令和3年	3月	29日	国鉄都第261号 国鉄事第815号 国鉄施第482号
改正	令和3年	12月	20日	国鉄都第102号 国鉄事第475号 国鉄施第167号
改正	令和4年	3月	24日	国鉄都第223号 国鉄事第725号 国鉄施第358号
改正	令和4年	12月	2日	国鉄都第110号 国鉄事第481号 国鉄施第190号
改正	令和5年	3月	27日	国鉄都第231号 国鉄事第854号 国鉄施第350号
改正	令和5年	11月	29日	国鉄都第99号 国鉄事第557号 国鉄施第142号

目次

- 第一章 総則（第1条－第3条）
- 第二章 老朽化対策事業（第4条－第19条）
- 第三章 耐震対策事業（第20条－第22条）
- 第四章 浸水対策事業（第23条－第25条）
- 第五章 踏切保安設備整備事業（第26条－第31条）
- 第六章 鉄道軌道安全輸送設備等整備事業（第32条－第37条）

- 第七章 豪雨対策事業（第38条－第40条）
- 第八章 ホームドア整備事業（第41条－第43条）
- 第九章 雑則（第44条・第45条）

附則

第一章 総則

（通則）

第1条 鉄道施設総合安全対策事業費補助（以下「補助金」という。）の交付については、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法（平成14年法律第180号）及び同法施行令（平成15年政令第293号）並びに補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）及び同法施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）並びに踏切道改良促進法（昭和36年法律第195号。以下「踏切法」という。）、同法施行令（昭和37年政令第302号。以下「踏切法施行令」という。）及び同法施行規則（平成13年国土交通省令第86号。以下「踏切法施行規則」という。）に定めるほか、この交付要綱の定めるところによる。

（定義）

第2条 この交付要綱において、次に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 「老朽化対策事業」とは、災害や劣化等による鉄道施設の被害の未然防止や拡大防止を行う事業をいう。
- 二 「耐震対策事業」とは、今後発生が予想されている大規模地震による鉄道施設の被害の未然防止や拡大防止を行う事業をいう。
- 三 「浸水対策事業」とは、河川氾濫や津波等による地下駅等の浸水被害の未然防止や拡大防止を行う事業をいう。
- 四 「踏切保安設備整備事業」とは、踏切法に基づき、踏切道の保安設備を整備することにより、交通事故の防止及び交通の円滑化に寄与することを目的とした事業をいう（踏切法第19条第1項の規定による補助を受けようとする事業に限る。）。
- 五 「鉄道軌道安全輸送設備等整備事業」とは、鉄道及び軌道による輸送の安全を確保するために生活交通改善事業計画に基づいて実施される事業をいう。
- 六 「豪雨対策事業」とは、豪雨による鉄道河川橋りょうの流失・傾斜及び鉄道に隣接する斜面の崩壊等の鉄道施設の被害の未然防止や拡大防止を行う事業をいう。
- 七 「ホームドア整備事業」とは、鉄軌道駅の転落防止設備の整備を行う事業をいう。
- 八 「鉄道施設総合安全対策事業」とは、老朽化対策事業、耐震対策事業、浸水対策事業、踏切保安設備整備事業、鉄道軌道安全輸送設備等整備事業、豪雨対策事業及びホームドア整備事業をいう。
- 九 「3か年緊急対策事業」とは、防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策（平成30年12月14日閣議決定）に基づく補助対象事業をいう。

（補助の目的）

第3条 この補助金は、鉄道施設総合安全対策事業に要する経費の一部を国が補助することにより、列車の安全輸送及び安定輸送並びに鉄道利用者の安全確保を図るとともに発災時における緊急応急活動の機能を確保することを目的とする。

第六章 鉄道軌道安全輸送設備等整備事業

(定義)

第32条 この章において、次に掲げる用語の意義は、以下に定めるところによる。

- 一 「生活交通改善事業計画」とは、鉄道及び軌道による輸送の安全を確保するために、都道府県、市区町村、交通事業者若しくは交通施設の管理者等からなる協議会（以下この章において「協議会」という。）又は都道府県若しくは市区町村が、地域の生活交通の実情のニーズを的確に把握しつつ、当該協議会での議論を経て策定する鉄道及び軌道による輸送の安全を図るための取組についての計画をいう。
- 二 「再構築計画」とは、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「活性化法」という。）活性化法第23条第1項に掲げる鉄道事業再構築実施計画であって、同法第24条第3項の規定により大臣の認定を受けたものをいう。
- 三 「再編計画」とは、活性化法第27条の2第1項に掲げる地域公共交通再編実施計画であって、同法第27条の3の規定により大臣の認定を受けたものをいう。

(協議会)

第33条 前条の協議会は、以下の者によって構成される。

- 一 関係する都道府県又は市区町村
 - 二 関係する交通事業者又は交通施設管理者等
 - 三 地方運輸局（沖縄総合事務局を含む。以下この章において「地方運輸局等」という。）
 - 四 その他地域の生活交通の実状、その確保・維持・改善の取組に精通する者等協議会が必要と認める者
- 2 地方運輸局等は、生活交通改善事業計画の策定に必要な助言等を行う。

(補助対象事業等)

第34条 鉄道軌道安全輸送設備等整備事業に係る補助対象事業は、生活交通改善事業計画に基づき実施される安全性の向上に資する事業とする。

- 2 前項に掲げる生活交通改善事業計画には、次に掲げる事項について具体的に記載するものとする。
 - 一 鉄道軌道安全輸送設備等整備事業の目的・必要性
 - 二 鉄道軌道安全輸送設備等整備事業の定量的な目標及び効果
 - 三 鉄道軌道安全輸送設備等整備事業の内容と当該事業を実施する事業者
 - 四 鉄道軌道安全輸送設備等整備事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額
 - 五 計画期間
- 3 再構築計画及び再編計画については、前項に掲げる事項のうち、当該再構築計画又は再編計画に記載されていない事項を記載した書類（以下「追記書類」という。）を添付することにより生活交通改善事業計画に代えることができる。
- 4 前項の追記書類は協議会での議論を経て作成しなければならない。

(交付の対象等)

第35条 鉄道軌道安全輸送設備等整備事業にあつては、大臣は、別表1中列に掲げる者（以下この章において「補助対象事業者」という。）が行う補助対象事業に必要な経費のうち、同表右列に掲げるもの（以下この章において「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内において補助金を交付する。

- 2 国が交付する補助金の額は、補助対象経費に1/3を乗じて得た額以内の額とする。

- 3 鉄道事業再構築事業を実施する補助対象事業者が行う補助対象事業に要する費用を関係地方公共団体（国庫補助金の交付を受けようとする会計年度の4月1日における当該地方公共団体の直近の財政力指数（地方交付税法（昭和25年法律第211号）第14条の規定により算定した基準財政収入額を同法第11条の規定により算定した基準財政需要額で除して得た数値の過去3年間の平均値をいう。）が0.46未満である地方公共団体に限る。以下この項において「特定地方公共団体」という。）が負担するときは、前項の規定にかかわらず、国が交付する補助金の額は、第1号に掲げる額に第2号に掲げる額を加えて得た額とする。
- 一 特定地方公共団体が当該補助対象事業者に交付することとなる額（この号において「特定地方公共団体補助額」という。）に特定地方公共団体補助額に相当する国庫補助額を加えた額（次号において「特定補助対象経費」という。）に補助率 $1/2$ を乗じて得た額以内の額
 - 二 補助対象経費から特定補助対象経費を除いて得た額に、補助率 $1/3$ を乗じて得た額以内の額
- 4 前項の規定は、再編計画に基づいて実施される事業については、同項中「関係地方公共団体（国庫補助金の交付を受けようとする会計年度の4月1日における当該地方公共団体の直近の財政力指数（地方交付税法（昭和25年法律第211号）第14条の規定により算定した基準財政収入額を同法第11条の規定により算定した基準財政需要額で除して得た数値の過去3年間の平均値をいう。）が0.46未満である地方公共団体に限る。以下この項において「特定地方公共団体」という。）が負担するときは」とあるのは「関係地方公共団体が負担するときは」と、同項第1号中「特定地方公共団体」とあるのは「地方公共団体」と読み替えるものとする。

（申請手続）

- 第36条 補助対象事業者は、鉄道軌道安全輸送設備等整備事業に係る補助金の交付を受けようとするときは、第14号様式による交付申請書に第15号様式による実施計画書及び生活交通改善事業計画等を添付して大臣に提出するものとする。
- 2 次に掲げる事業である場合については、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める計画の写しを添付するものとする。
- 一 再構築計画に基づいて実施される事業 再構築計画
 - 二 再構築計画及び再編計画の双方に基づいて実施される事業 再構築計画及び再編計画

（準用規定）

- 第37条 第6条第2項から第12条まで及び第14条から第19条までの規定は、本章において準用する。この場合において、第9条中「第2号様式による実施計画書」とあるのは「第15号様式による実施計画書」と、「第2号様式による実施計画変更書」とあるのは「第16号様式による実施計画変更書」と読み替えるものとする。

第九章 雑則

（監督）

- 第44条 大臣は、必要と認めるときは、機構及び補助対象事業者に対して補助事業の実施状況及び補助金の整理について検査を行い、又は報告を求めることができる。

(鉄道局長への委任)

第45条 第9条第1項ただし書、第17条、第19条の大臣が別に定める事項、その他この交付要綱の実施に関して必要な事項は、鉄道局長が定めるところによる。

附 則

1. この交付要綱は、平成20年4月1日から施行する。
2. この交付要綱の施行前に廃止前の鉄道駅耐震補強事業費補助交付要綱（平成18年4月7日国鉄施第7号）並びに地下駅火災対策施設整備事業費補助交付要綱（平成16年7月1日国鉄施第39号）及び地下鉄等災害情報基盤整備事業費補助交付要綱（平成18年4月7日国鉄施第8号）の規定により交付決定がなされた補助事業については、なお従前の例による。

附 則

この交付要綱の一部改正は、平成22年11月18日から施行し、平成22年度以降の補助金に係る財産から適用する。

附 則

この交付要綱の一部改正は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この交付要綱の一部改正は、平成25年2月27日から施行する。

附 則

1. この交付要綱の一部改正は、平成27年4月9日から施行する。
2. 改正前の交付要綱の規定により交付決定がなされた補助事業については、なお従前の例による。

附 則

1. この交付要綱の一部改正は、平成28年4月1日から施行する。
2. 改正前の交付要綱の規定により交付決定がなされた補助事業については、なお従前の例による。

附 則

1. この交付要綱の一部改正は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

1. この交付要綱の一部改正は、平成31年3月8日から施行する。
2. 3か年緊急対策事業については、第20条第1号中「乗降客数が一日一万人以上の高架駅であって、かつ、折り返し運転が可能な駅又は複数路線が接続する駅」とあるのは、「片道断面輸送量が一日一万人以上十五万人未満の路線又は優等列車若しくは貨物列車の運行する路線にある、乗降客数が一日一万人以上の高架駅であって、かつ、折り返し運転が可能な駅又は複数路線が接続する駅」と、第20条第2号中「その全部又は一部が首都直下地震若しくは南海トラフ地震で震度6強以上が想定

される地域内にある路線」とあるのは、「その全部又は一部が首都直下地震若しくは南海トラフ地震で震度6強以上が想定される地域内にある、片道断面輸送量が一日一万人以上十五万人未満の路線又は優等列車若しくは貨物列車の運行する路線」と、第20条第3号中「片道断面輸送量が一日一万人以上の路線」とあるのは、「片道断面輸送量が一日一万人以上十五万人未満の路線又は優等列車若しくは貨物列車の運行する路線」と、第20条第4号中「片道断面輸送量が一日五万人以上の路線」とあるのは、「片道断面輸送量が一日五万人以上十五万人未満の路線又は優等列車若しくは貨物列車の運行する路線」と、第23条中「地方公共団体等が指定した浸水想定区域に位置する駅出入口、トンネル坑口、換気口等の開口部及びトンネル内」とあるのは、「片道断面輸送量が一日一万人以上十五万人未満の路線又は優等列車若しくは貨物列車の運行する路線にある、地方公共団体等が指定した浸水想定区域に位置する駅出入口、トンネル坑口、換気口等の開口部及びトンネル内」と、第34条第1項中「生活交通改善事業計画に基づき実施される安全性の向上に資する事業」とあるのは、「片道断面輸送量が一日一万人以上十五万人未満の路線又は優等列車若しくは貨物列車の運行する路線において、生活交通改善事業計画に基づき実施される安全性の向上に資する事業（同条第3項により代えることができる」とされる計画に基づき実施される事業を含む）」と読み替えるものとする。

3. 3か年緊急対策事業のうち平成30年度補正予算（第2号）における浸水対策事業については、第23条中「河川氾濫、津波、高潮、局地的集中豪雨等による地下駅又はトンネルへの浸水を防ぐために」とあるのは、「河川氾濫、津波、高潮、局地的集中豪雨等による地下駅又はトンネル等への浸水を防ぐために」と、同条中「止水板、防水扉、浸水防止機等の整備」とあるのは、「止水板、防水扉、浸水防止機等の整備等」と読み替えるものとする。
4. 改正前の交付要綱の規定により交付決定がなされた補助事業については、なお従前の例による。

附 則

1. この交付要綱の一部改正は、令和2年2月3日から施行する。
2. 令和元年度補正予算における浸水対策事業については、第23条中「河川氾濫、津波、高潮、局地的集中豪雨等による地下駅又はトンネルへの浸水を防ぐために」とあるのは、「河川氾濫、津波、高潮、局地的集中豪雨等による地下駅又はトンネル等への浸水を防ぐために」と、同条中「地方公共団体等が指定した浸水想定区域に位置する駅出入口、トンネル坑口、換気口等の開口部及びトンネル内」とあるのは、「片道断面輸送量が一日一万人以上十五万人未満の路線、優等列車若しくは貨物列車の運行する路線又は別表1中の鉄道軌道安全輸送設備等整備事業の補助対象事業者が運営する路線にある、地方公共団体等が指定した浸水想定区域に位置する駅出入口、トンネル坑口、換気口等の開口部、トンネル内及び電気設備」と、同条中「止水板、防水扉、浸水防止機等の整備」とあるものは、「止水板、防水扉、浸水防止機等の整備等」と読み替えるものとする。また、電気設備に関する事業については、第24条2号中「地方公共団体の補助する額以内とし、かつ、補助対象経費に1/3を乗じて得た額以内とする。」とあるのは、「補助対象経費に1/3を乗じて得た額以内とする。」と読み替えるものとする。
3. 令和元年度補正予算における豪雨対策事業については、第38条第1号中「片道断面輸送量が一日一万人以上十五万人未満の路線又は優等列車若しくは貨物列車の運行する路線」とあるのは、「片道断面輸送量が一日一万人以上十五万人未満の路線、優等

列車若しくは貨物列車の運行する路線又は別表1中の鉄道軌道安全輸送設備等整備事業の補助対象事業者が運営する路線」と読み替えるものとする。

附 則

この交付要綱の一部改正は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

1. この交付要綱の一部改正は、令和3年12月20日から施行する。
2. 令和3年度補正予算における浸水対策事業については、第23条中「河川氾濫、津波、高潮、局地的集中豪雨等による地下駅又はトンネルへの浸水を防ぐために」とあるのは、「河川氾濫、津波、高潮、局地的集中豪雨等による地下駅又はトンネル等への浸水を防ぐために」と、同条中「地方公共団体等が指定した浸水想定区域に位置する駅出入口、トンネル坑口、換気口等の開口部、トンネル内」とあるのは、「地方公共団体等が指定した浸水想定区域に位置する駅出入口、トンネル坑口、換気口等の開口部、トンネル内及び電気設備」と、同条中「止水板、防水扉、浸水防止機等の整備」とあるのは、「止水板、防水扉、浸水防止機等の整備等」と読み替えるものとする。また、電気設備に関する事業については、第24条第2項中「地方公共団体の補助する額以内とし、かつ、補助対象経費に1/3を乗じて得た額以内とする。」とあるのは、「補助対象経費に1/3を乗じて得た額以内とする。」と読み替えるものとする。
3. 令和3年度補正予算における豪雨対策事業については、別表1（豪雨対策事業）中「鉄道事業者又は軌道経営者（東日本旅客鉄道株式会社、東海旅客鉄道株式会社、西日本旅客鉄道株式会社を除く。）」とあるのは、「鉄道事業者又は軌道経営者」と読み替えるものとする。このうち、東日本旅客鉄道株式会社、東海旅客鉄道株式会社及び西日本旅客鉄道株式会社が行う補助対象事業については、第38条第1号中「片道断面輸送量が一日一万人以上十五万人未満の路線又は優等列車若しくは貨物列車の運行する路線」とあるのは、「片道断面輸送量が一日一万人以上十五万人未満の路線又は優等列車若しくは貨物列車の運行する路線のうち、令和2年度末から遡り3年間における各年度に欠損が生じている路線」と読み替えるものとする。ただし、当該事業による対策を行う橋りょうの流失による復旧費用の想定額が、令和2年度における当該橋りょうがある路線の運輸収入以上であることが見込まれる場合に限る。また、東日本旅客鉄道株式会社、東海旅客鉄道株式会社及び西日本旅客鉄道株式会社が行う補助対象事業については、第40条で準用する第6条中「第1号様式による交付申請書に第2号様式による実施計画書を添付して大臣に提出するものとする。」とあるのは、「第1号様式による交付申請書に第2号様式による実施計画書及び長期的な運行の確保に関する計画書を添付して大臣に提出するものとする。」と読み替えるものとする。

附 則

1. この交付要綱の一部改正は、令和4年4月1日から施行する。
2. 改正前の交付要綱の規定により交付決定がなされた補助事業については、なお従前の例による。

附 則

この交付要綱の一部改正は、令和4年12月2日から施行する。

附 則

この交付要綱の一部改正は、令和5年3月28日から施行する。

附 則

この交付要綱の一部改正は、令和5年11月29日から施行する。

別表1 補助対象事業者及び補助対象経費

事業内容	補助対象事業者	補助対象経費
老朽化対策事業	鉄道事業者又は軌道経営者（東日本旅客鉄道株式会社、東海旅客鉄道株式会社、西日本旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社、大手民鉄、大手民鉄に準ずる大都市周辺の民鉄事業者、地方公共団体（第三種鉄道事業者を除く。）を除く。）	本工事費 附帯工事費 用地費
耐震対策事業	鉄道事業者又は軌道経営者（東日本旅客鉄道株式会社、東海旅客鉄道株式会社、西日本旅客鉄道株式会社を除く。）	本工事費 附帯工事費（移転補償費を含まない。）
浸水対策事業	鉄道事業者又は軌道経営者（東日本旅客鉄道株式会社、東海旅客鉄道株式会社、西日本旅客鉄道株式会社を除く。）	本工事費 附帯工事費（移転補償費を含まない。）
踏切保安設備整備事業	踏切法施行令第2条に該当する事業者	踏切法施行令第4条に掲げる経費
<u>鉄道軌道安全輸送設備等整備事業</u>	鉄道事業者又は軌道経営者（地方公共団体（第三種鉄道事業者及び軌道整備事業者を除く。）、東日本旅客鉄道株式会社、東海旅客鉄道株式会社、西日本旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社、大手民鉄、大手民鉄に準ずる大都市周辺の民鉄事業者、鋼索鉄道のみを経営する事業者を除く。）	次に掲げる設備の整備等に要する経費（本工事費、附帯工事費及び補償費） 一 信号保安設備 二 保安通信設備 三 防護設備 四 停車場設備 五 線路設備 六 電路設備 七 変電所設備 八 その他設備
豪雨対策事業	鉄道事業者又は軌道経営者（東日本旅客鉄道株式会社、東海旅客鉄道株式会社、西日本旅客鉄道株式会社を除く。）	本工事費 附帯工事費（移転補償費を含まない。）
ホームドア整備事業	鉄道事業者又は軌道経営者	本工事費 附帯工事費 補償費 事務費

【各更新設備の概要について】

レール更新（40kgN→50kgNレール化）及びマクラギ更新（木製→PCマクラギ化）の概要

○50kgNレール

長さ1mあたりの重量が50kgのレール。

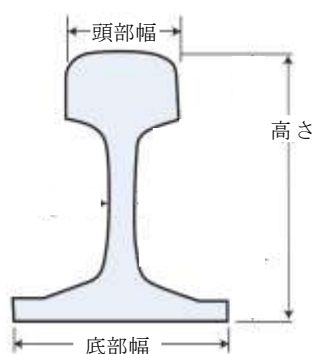
重量の大きいものほど、乗り心地に優れ線路の狂いが生じにくく、重量のある列車が通る路線、列車が高速で走行する路線、運行頻度の高い路線に適している。

特徴：・断面が拡大し、レール構造が強くなることにより、安定性があり、軌道変位が発生しにくく走行性が高まり、騒音・振動の低減が図られる。

50kgNレール：高さ153mm×底部幅127mm×頭部幅65mm

40kgNレール：高さ140mm×底部幅122mm×頭部幅64mm

・保守費が節約できる。



50kgNレール断面



○PCマクラギ

コンクリート製のマクラギの一種で、プレストレスト・コンクリート（Prestressed Concrete）を利用したマクラギ。

コンクリートの圧縮に強く、引張に弱い特性を生かし、コンクリートにあらかじめ応力を加えたもので、引張力に弱い通常のコンクリートに、ひび割れ防止効果を加えたもの。

特徴：・木マクラギと比較して重量が重いため、安定性があり、軌道変位が発生しにくく、騒音・振動の低減が図られる。

・保守費が節約できる。

・木マクラギに比べて腐朽がないため、耐用年数が長い。



PCマクラギ



踏切遮断機取替の概要

経年により老朽化が進んでいる踏切遮断機を取替を実施し、列車運行の保安度向上を図るとともに、踏切道通行者の安全を確保する。

踏切遮断機取替



交換前



交換後

踏切動作反応灯取替の概要

経年により老朽化が進んでいる鉄道線の踏切動作反応灯を LED 仕様に取り替を実施し、列車運行の保安度向上を図る。

踏切動作反応灯



交換前



交換後

連動装置更新の概要

経年により老朽化が進んでいる連動装置を更新し、列車運行の保安度向上を図る。

連動装置



現況

列車検知装置更新の概要

経年により老朽化が進んでいる列車検知装置を更新し、列車運行の保安度向上を図る。

列車検知装置



交換前



交換後

踏切保安装置（器具箱）更新の概要

経年により老朽化が進んでいる踏切保安装置（器具箱）を更新し、列車運行の保安度向上を図る。

踏切保安装置（器具箱）



交換前



交換後

変圧器又は整流器付随設備更新の概要

経年により老朽化が進んでいる変圧器又は整流器付随設備を更新し、列車運行の保安度向上を図る。

変圧器・整流器付随設備



現況